

【参考資料4】 自治体、事業者、NGO、諸外国等の取組

1. 地方公共団体における PRTR 制度の状況

(1) 調査方法

平成 17 年度に 47 都道府県及び政令指定都市、中核市等で PRTR 経由事務を担っている 68 自治体のうち、条例等に基づき自治体独自で実施している制度の内容について調査を行った。

(2) 調査結果

独自制度の概要

付表 4-1 独自制度の実施状況は独自条例の制定や指針の策定等によって事業者の化学物質管理に関する制度を実施している自治体を示す。そのうち、「ア. 上乗せ等の届出制度」の回答は 11 自治体あった。

付表 4-1 独自制度の実施状況

自治体名	ア	イ	ウ	エ
	上乗せ等の届出制度	管理計画等の届出制度	事業者向けの管理指針	その他
北海道				
札幌市				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
千葉市				
東京都				
神奈川県				
横浜市				
川崎市				
新潟県				
富山県				
富山市				
石川県				
愛知県				
名古屋市				
滋賀県				
京都府				

付表 4-1 独自制度の実施状況(続き)

自治体名	ア	イ	ウ	エ
	上乗せ等の届出制度	管理計画等の届出制度	事業者向けの管理指針	その他
大阪府				
広島県				
徳島県				
佐賀県				
熊本県				
件数	11 件	10 件	19 件	6 件

付表 4-1 に示した独自制度は条例や指針等に基づいて規定されており、その具体的な名称等を付表 4-2 に整理した。

付表 4-2 独自条例及び指針の概要

自治体名	条例		指針	
	名称	施行時期	名称	施行時期
北海道			北海道における高度技術の利用に伴う化学物質の管理に関する環境保全指針	H6.7
札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	H15.2	化学物質適正管理指針	H15.2
福島県			福島県化学物質適正管理指針	H10.7
茨城県			茨城県化学物質適正管理指針	H17.10
栃木県	栃木県環境の保全等に関する条例	H17.4		
群馬県			群馬県化学物質環境安全管理指針	H11.3
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	H14.4	特定化学物質等取扱事業者が特定化学物質を適正に管理するために取り組むべき措置に関する指針	H14.4
千葉県			千葉県化学物質環境管理指針	H9.4
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	H13.10	東京都化学物質適正管理指針	H13.9
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	H17.4	・化学物質の適正な管理に関する指針 ・化学物質の安全性影響度評価に関する指針	H17.4

付表 4-2 独自条例及び指針の概要(続き)

自治体名	条例		指針	
	名称	施行時期	名称	施行時期
横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	H15.4	化学物質の適正な管理に関する指針	H15.4
川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	H12.12	化学物質の適正管理に関する指針	H12.12
富山県			化学物質管理指針(仮称)	未定
富山市			化学物質管理指針(仮称)	未定
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	H16.4		
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	H15.10	愛知県化学物質適正管理指針	H15.10
名古屋市	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	H16.4	化学物質適正管理指針	H16.4
滋賀県	滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例	H13.4		
京都府			京都府化学物質適正管理指針	H9.4
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	H7.5	大阪府化学物質適正管理指針	H7.5
広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例	H16.10		
徳島県	徳島県生活環境保全条例	H17.10	指定化学物質適正管理指針	H17.10
佐賀県			指定化学物質の適正な管理のための措置に関する指針	H16.3
熊本県	熊本県生活環境の保全等に関する条例	H13.1		

注1: 千葉市、新潟県については条例または指針に相当するものではなかった(協定、取扱量調査等)ため、本表では省略した。

注2: 富山県・富山市は双方を事務局とした「化学物質管理指針」(仮称)を立ち上げることを予定しており、両者は一体のものである。

独自制度のある自治体のうち、「ア. 上乘せ等の届出制度」に回答した 11 自治体について、届出項目や届出要件等の内容について回答された結果を以下に示す。

届出項目の追加

業種名とは別に事業内容など事業所の概要を詳細に把握するための項目を届出させている自治体もあった。特に従業員数については、法律で届出を規定していない「事業者全体」の従業員数を届出項目とするケースが半数以上あった(付表 4-3 参照)。

化学物質別の項目としては、取扱量(使用量等)を届出させている場合が大半であり、横浜市以外の 10 自治体が何らかの形で取扱量の届出を規定している。また、札幌市、東京都、川崎市では排出量や移動量も届出させているが、これらの自治体の条例では対象化学物質の独自指定や取扱量要件の引き下げ、従業員数のすそ切りがPRTR 制度の届出要件と異なるため、法律に基づく届出以上の情報が把握可能である。

埼玉県や大阪府などでは、業種の指定や年間取扱量等が PRTR 制度と異なっているにも関わらず(付表 4-5 参照)、上乘せ部分について排出量・移動量の届出は規定しておらず、取扱量だけが取扱状況を示す届出項目である。

付表 4-3 地方自治体の条例に基づく届出項目(取扱状況等)

自治体	事業所概要					取扱状況						
	事業者全体 従業員数	事業所 従業員数	事業規模 (出荷額等)	業種名	事業内容 (製造品目等)	使用目的 (用途)	取扱量合計	使用量	製造量	取り扱う量(注1)	保管量	製造品としての出荷量
札幌市												
埼玉県												
東京都												
神奈川県												
横浜市												
川崎市												
石川県												
愛知県												
名古屋市												
大阪府												
徳島県												

注1:「取り扱う量」は自ら事業所内で使用せず、そのまま出荷される数量のこと(例:燃料小売業のガソリン)。

注2:埼玉県以外で取扱量の届出を規定している自治体は、「取り扱う量」が使用量(又は取扱量)の一部として含まれている。

注3:法律に基づく届出に含まれていない項目は網掛けで示す。

注4:横浜市・川崎市は、要請に応じて届出させる規定となっているため“ ”で示す。(付表 4-4 についても同様)

付表 4-4 に示す上乗せ条例に基づく届出項目では PRTR 制度と重複した項目についても届出を規定しているが、付表 4-5 に整理したとおり、国の PRTR 制度とは届出要件が異なるため、事業者(中小規模事業者等)の実態についても把握可能である。

付表 4-4 地方自治体の条例に基づく届出項目(排出量等)

自治体	排出量						移動量		その他
	大気	公共用水域	土壌	敷地内埋立	大気・水域以外	合計	廃棄物	下水道	PRTR届出の有無(注4)
札幌市									
埼玉県									
東京都									
神奈川県									
横浜市									
川崎市									
石川県									
愛知県									
名古屋市									
大阪府									
徳島県									

注1: 排出量・移動量の欄は、法律に基づく届出だけの場合(条例としての届出がない場合)は空欄とした。

注2: 排出量のうち「大気・水域以外」は、大気と公共用水域以外の排出をまとめて届出させているもの。

注3: 札幌市と東京都の場合、法律に基づく排出量・移動量の届出をしている場合は、条例に基づく排出量・移動量の届出が省略可能。

注4: 法律に基づく届出に含まれていない項目は網掛けで示す。

届出要件の拡大

業種や従業員数は法律の要件と同じ自治体が多いものの、年間取扱量については約半数の自治体が年間取扱量の要件を法制度より下げており、少量の取扱についても把握している。その中でも大阪府では、化学物質の有毒性に応じて年間取扱量の届出要件に差を設けている。

自治体ごとの条例による届出要件を付表 4-5 に示す。付表 4-5 において、国の法律に基づく届出要件と同じ項目は空欄とした。

付表 4-5 地方自治体の条例における届出要件

自治体	業種	従業員数		年間取扱量
		事業者全体	事業所	
札幌市		10人以上		100kg/年以上
埼玉県				500kg/年以上
東京都	工場:57種 作業場:32種	すそ切りなし		100kg/年以上
神奈川県				
横浜市				すそ切りなし
川崎市			21人以上	
石川県				
愛知県				
名古屋市				
大阪府	製造業のみ	すそ切りなし		1物質以上が以下の条件を満たす事業所 Aランク:100kg/年以上 Bランク:1,000kg/年以上 Cランク:10,000kg/年以上 上記の事業所で以下の条件を満たすすべての物質 Aランク:30kg/年以上 Bランク:100kg/年以上 Cランク:100kg/年以上
徳島県				

注1:東京都は業種の代わりに工場や事業場の種類を規定している。

注2:札幌市は同市内にあるすべての事業所の従業員数の合計で届出要件を規定している。

注3:大阪府におけるAランク等は、化学物質の有毒性(発がん性等)を示す。

注4:大阪府における有毒性別の物質数は以下のとおり。

Aランク:39物質(トリエタノールアミン等)

Bランク:41物質(硫酸等)

Cランク:43物質(アセトン等)

注5:大阪府における年間取扱量の要件は「kg リットル」と読み替え可能とされている。

注6:大阪府以外の年間取扱量の要件は、「事業所の要件」と「物質別の要件」が同じ。

届出対象物質の追加等

埼玉県、東京都、川崎市、大阪府の4自治体では国の届出対象物質とは別に独自で物質を指定し、追加している。

自治体ごとの条例による届出対象物質数等を付表4-6に示す。付表4-6において、国の法律に基づく届出対象物質と同じ場合は、「国の届出対象物質との関係」の全項目を空欄とした。

付表 4-6 地方自治体の条例における届出対象物質数等

自治体	物質数	国の届出対象物質との関係			
		追加	一部除外	一部除外・追加	その他
札幌市	66		66 物質選定 (第一種のうち)		
埼玉県	499	第一種:354 物質 第二種:81 物質 独自指定:64 物質			
東京都	58			第一種から42 物質 独自指定 16 物質	
神奈川県	354				
横浜市	指定なし				物質指定 なし
川崎市	64+ 市長が 必要と認める物質			第一種から51 物質 独自指定 13 物質 等	
石川県	354				
愛知県	354				
名古屋市	354				
大阪府	123			第一種から73 物質 第二種から2 物質 独自指定 48 物質	
徳島県	354				

注1: 法律に基づく第一種指定化学物質は「第一種」と略称した(「第二種」も同様)。

注2: 横浜市は要請に応じて届出させる規定となっているため、物質に制限を設けていない。

注3: 川崎市は64物質だけ指定しているが、そのすべてについて報告を求めるとは限らない。

2. 事業者の取組状況等に関する調査結果

(1) 環境省のアンケート調査

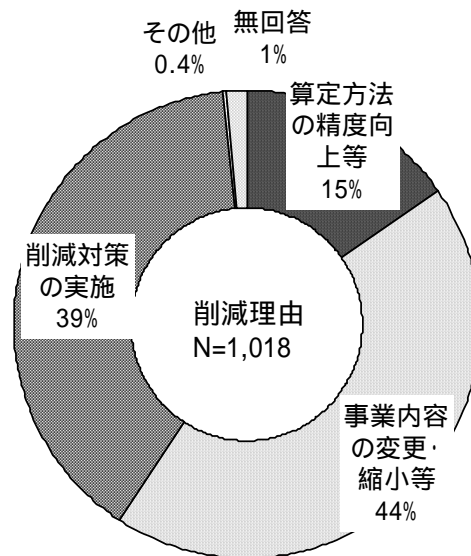
調査方法

環境省では、平成 13 年度及び平成 14 年度に連続して化管法に基づく PRTR 排出量の届出を行った約 29,000 事業所から、平成 13 年度における届出排出量が一定規模以上であり、かつ、平成 14 年度の届出排出量が平成 13 年度の届出排出量に比べて減少した 1,752 事業所を抽出し、事業者の取組状況等に関するアンケート(以下、「環境省アンケート」という。)を平成 16 年度に実施した(1,018 事業所(58.1%)から回答があった)。

また、上記調査において「排出削減対策を実施した」と回答した 398 事業所から先進的な取組を行っていると考えられる 20 事業所を選定し、ヒアリング調査(以下、「環境省ヒアリング」)を実施した。

調査結果

上記環境省アンケートにおいて、届出排出量が減少した理由を調査した結果を付図 4-1 に示す。また、上記環境省ヒアリングにおいて、排出量の削減対策を実施した理由をヒアリングした結果を付図 4-1 に示す。さらに、環境省ヒアリングにおいて事業者による現行の PRTR 制度に対する意見を収集した結果を付図 4-1 に示す。



資料:環境省アンケート

(http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=6058&hou_id=5311)

付図 4-1 届出排出量の減少理由

付表 4-7 排出削減を実施した理由

業種名	事業所の従業員数 (人)	排出削減を実施した理由
化学工業	1～4	削減対策を講じたのは、PRTRの対象化学物質であることや自治体の条例等の環境行政が高まったことによる。
プラスチック製品製造業	300～499	トルエンを削減したのはPRTRの対象化学物質であったためと人体影響を考慮したため。
パルプ・紙・紙加工品製造業	300～499	PRTRの対象化学物質であるため、削減を実施した。
電気機械器具製造業	300～499	ISOの取得に關係して、グループ全体で塩化メチレンの削減を目標として掲げた。
化学工業	20～29	ISO14001の取得のために対策を考えた。
ゴム製品製造業	100～199	ISOの取得と取引先からの要請に応えるため。
化学工業	50～99	作業環境の改善を図ることを目的に削減を開始した。平成10年度に自治体においてPRTRパイロット事業を実施したことも影響した。
出版・印刷・同関連産業	30～49	労働安全衛生法や大気汚染防止法への対応が主な理由でPRTR制度ができるよりもずっと前から対策を講じていた。
出版・印刷・同関連産業	30～49	昭和59年に公害対策として回収装置を導入した。
金属製品製造業	50～99	平成13年に自治体の抜き打ち検査があり、排出濃度を50ppm以下にするよう指導を受け、平成14年に回収装置を導入した。
なめし革・同製品・毛皮製造業	100～199	経済産業省から所属する業界団体に対して有害大気汚染物質の削減要請があった。
一般機械器具製造業	1000人以上	社内の削減物質に該当していたため。
繊維工業	100～199	取引先からシックハウス対策として削減要請があったため。
非鉄金属製造業	50～99	コストダウンのため。

資料:「平成17年8月排出削減に向けた取組事例集」策定時の検討資料より作成

(2) 川崎市のアンケート調査

調査方法

川崎市では、事業者の自主管理が実際にどれだけ化学物質の排出削減に結びついているかを把握するため、平成 16 年度にアンケート調査(本文中では、「川崎市アンケート」という。)を実施した。調査の概要を付表 4-8 に示す。

付表 4-8 川崎市におけるアンケート調査の概要

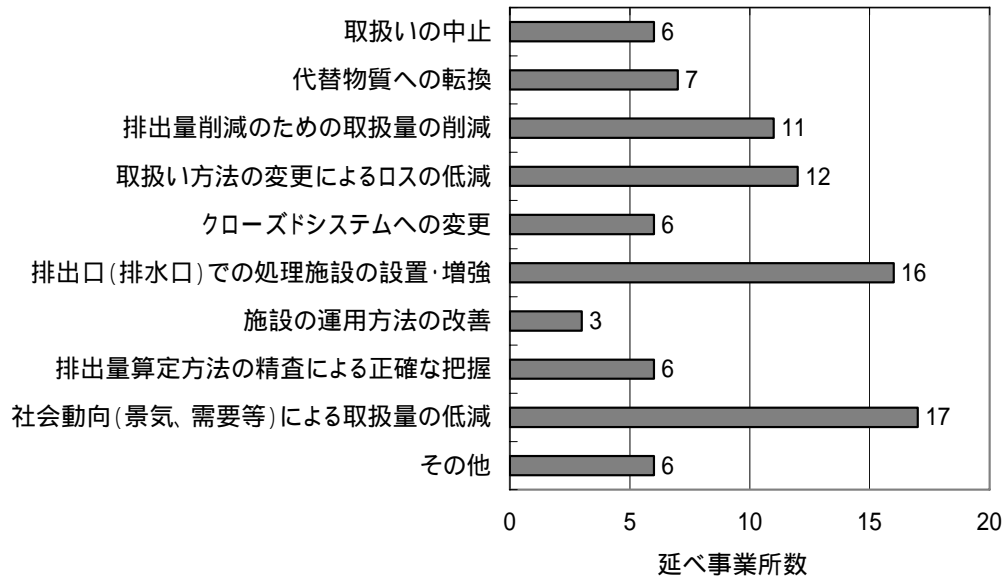
項目	内容	詳細
対象事業所数	90 事業所 (延べ対象物質数 220)	対象事業所は、化管法の届出で、対象化学物質を次の排出量以上届け出ている事業所とした。 ・ 化管法の第1種指定化学物質:環境への排出量が1トン以上である物質に限る。 ・ 化管法の特定第1種指定化学物質:環境への排出がある(四捨五入してゼロでない)物質に限る。
回答事業所数	78 事業所	回答率 87%
調査項目	これまでの排出量の減少状況	Q1:平成 13 年度から平成 15 年度までの排出量の減少の有無 Q2:排出量が減少した要因 Q3:排出量が削減しなかった理由
	平成 16 年度以降の排出量削減対策	Q4:対策予定 Q5:対策方法 Q6:対策予定のない理由

資料:川崎市アンケート(<http://www.city.kawasaki.jp/>)結果より作成

調査結果

ア) 排出量が減少した理由

調査を実施した 78 事業所のうち「1物質でも減少した事業所」37 件に対して、複数回答で排出量が減少した理由について調査した結果を付図 4-2 に示す。



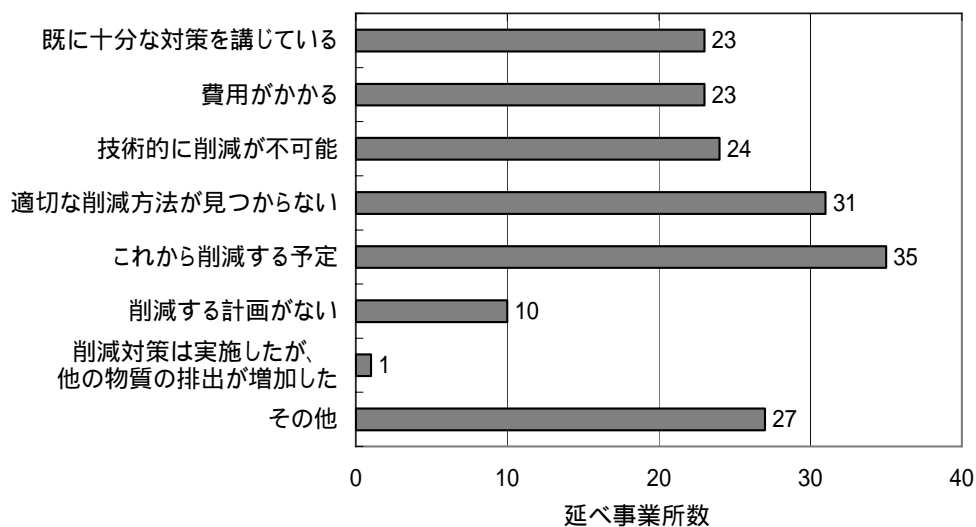
注:「施設の運用方法の改善」より上の回答は何らかの排出削減対策を行っていることを示す。

資料:川崎市アンケート(<http://www.city.kawasaki.jp/>)結果より作成

付図 4-2 排出量が減少した理由ごとの事業所数

イ) 排出量が減少しなかった理由

調査を実施した 78 事業所のうち「減少しなかった事業所」41 件に対して、複数回答で排出量が減少しなかった理由を調査した結果を付図 4-3 に示す。



資料:川崎市アンケート(<http://www.city.kawasaki.jp/>)結果より作成

付図 4-3 排出量が減少しなかった理由ごとの事業所数

3. 環境 NGO の化学物質情報利用に関するアンケート調査結果

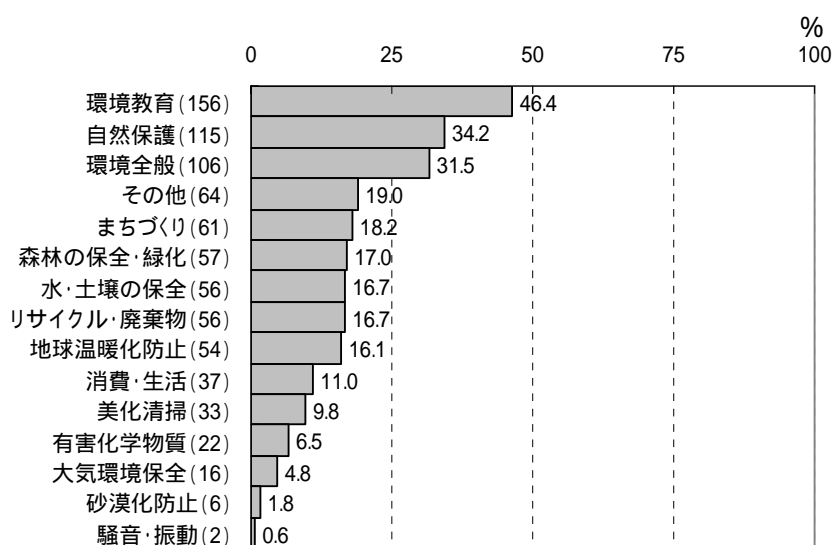
(1) 調査概要

調査方法

「環境 NGO 総覧データベース」(独立行政法人環境再生保全機構)登録団体のうち、メールアドレスが記載されている団体 2,159 に対し、電子メール/インターネットによるアンケートを平成 17 年度実施した。その中で化学物質に関する問題に関心があると回答した 336 団体を対象に PRTR 制度の認知度、利用度等について調査した。

調査結果

化学物質に関する問題に関心があると回答した 336 団体のうち、有害化学物質に関する活動をしている団体は 22 団体あった。



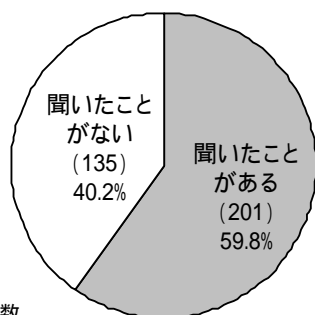
カッコ内: 団体数
N=336 化学物質に関心のある団体

付図 4-4 団体の活動分野(複数回答)

ア) 化学物質管理促進法、PRTR の認知度

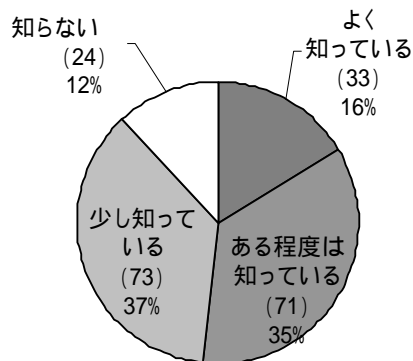
化学物質の問題に関心のある団体の 6 割(201 団体)が、「化学物質管理促進法」、「PRTR」という言葉を耳にしたことがあると回答。その 9 割(177 団体)が PRTR の内容を認知していると回答。内容を認知している団体数は、実際に化学物質に関する活動を行っている団体数(124 団体)を上回っている一方、有害化学物質活動団体(22 団体)のうち、2 団体が聞いたことがないと回答している。

言葉の認知度



カッコ内: 団体数
N=336 関心のある団体数

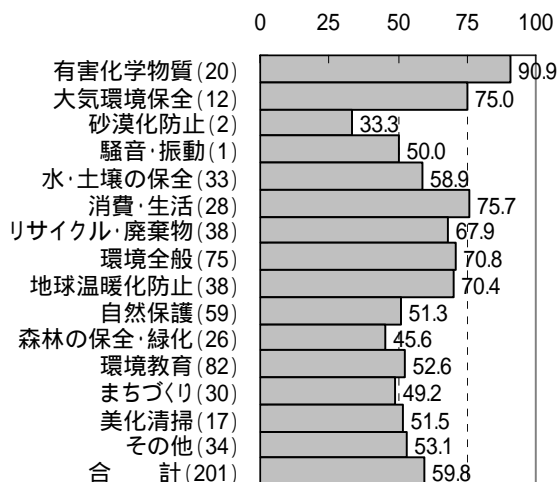
内容の認知度



カッコ内: 団体数
N=201 聞いたことがある団体数

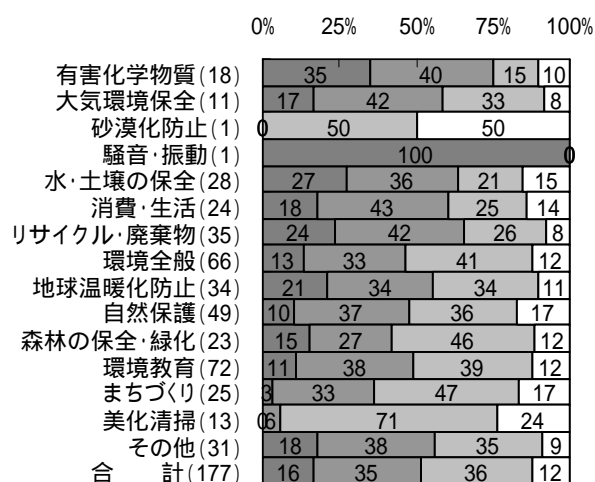
付図 4-5 「化学物質管理促進法」、「PRTR」という言葉と内容の認知度

言葉の認知度



カッコ内: 耳にしたことのある団体数

内容の認知度



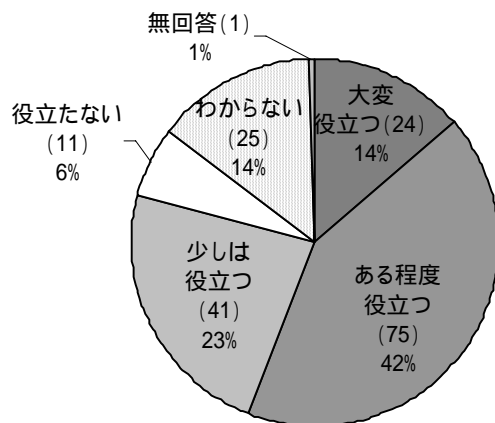
カッコ内: 認知している団体数

■よく知っている ■ある程度は知っている
□少し知っている □知らない

付図 4-6 活動分野別「化学物質管理促進法」、「PRTR」の言葉と内容の認知度

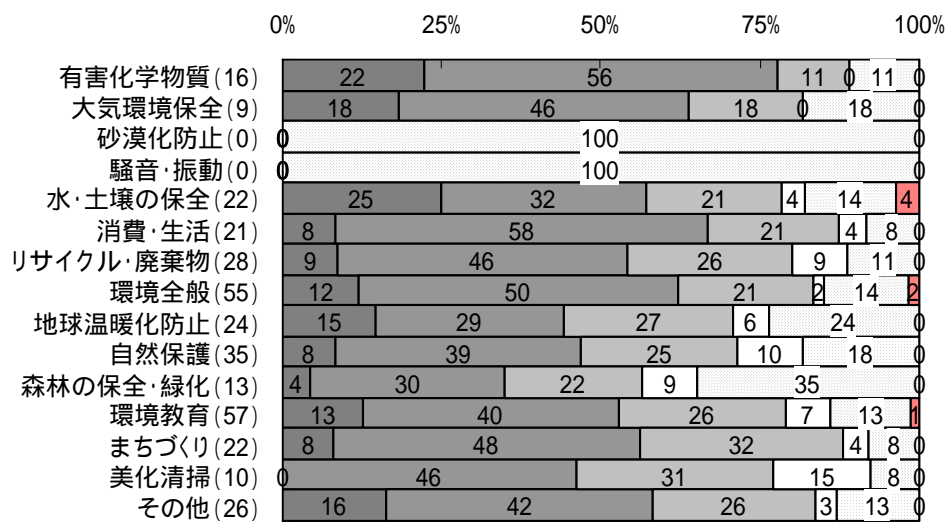
イ) PRTR で得られるデータの有用度

PRTR を知っていると回答した 177 団体の 8 割近くの団体が、PRTR データが役立っていると回答。有害化学物質活動団体については、全体平均を上回る 9 割近くが役立っていると回答。



カッコ内: 団体数
N=177 内容を認知している団体数

付図 4-7 PRTRの有用度



カッコ内: 役立てている団体数

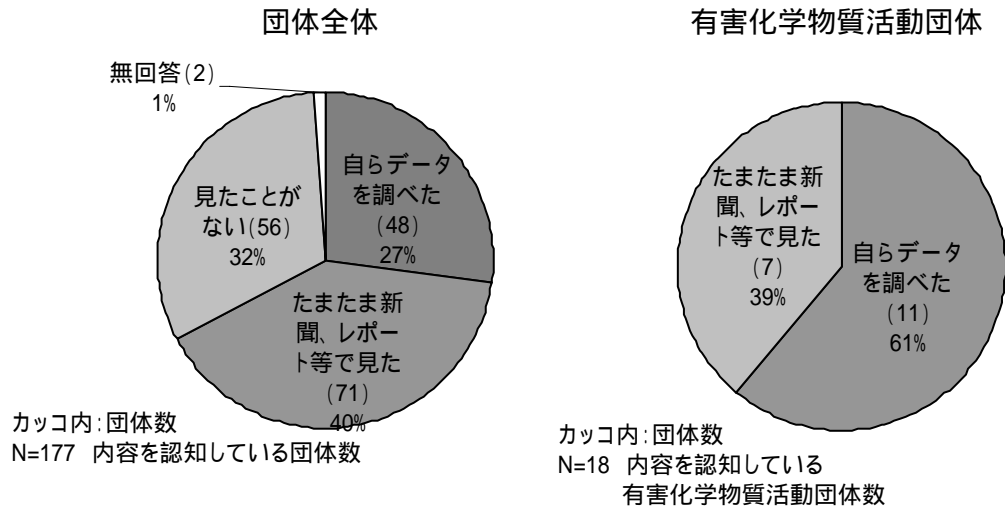
■ 大変役立つ ■ ある程度役立つ □ 少し役立つ
□ 役に立たない □ 分からない ■ 無回答

付図 4-8 活動分野別 PRTR データの有用度

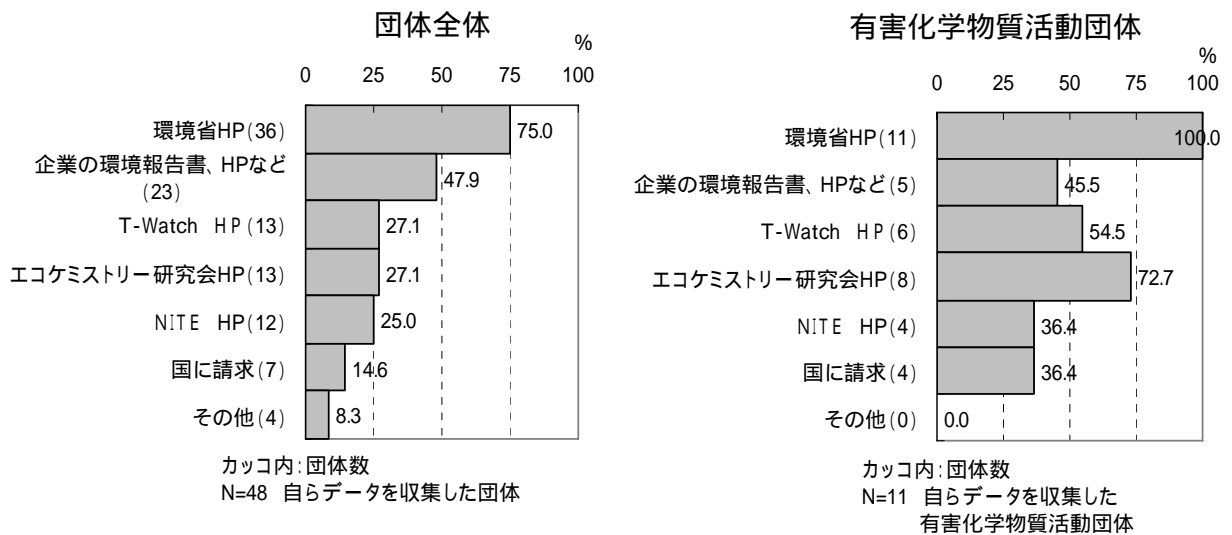
ウ) PRTR データの閲覧経験、入手ルートについて

PRTR を知っているとして回答した 177 団体の PRTR データの閲覧経験については、自ら PRTR データを収集したのが 27% (48 団体) であった。有害化学物質活動団体については、8 割以上の団体が、自ら収集している。

入手ルートについては、NGOが運営するウェブサイトよりも環境省ウェブサイトや企業の環境報告書/ウェブサイト等が利用されることが多いことが分かった。有害化学物質活動団体については、すべての団体が環境省から入手し、エコケミストリー研究会からの入手がつづいた。その他、環境学習グループの仲間、事業所での環境経営支援の中、地方自治体が入手ルートとして挙げられた。



付図 4-9 PRTR データの閲覧経験

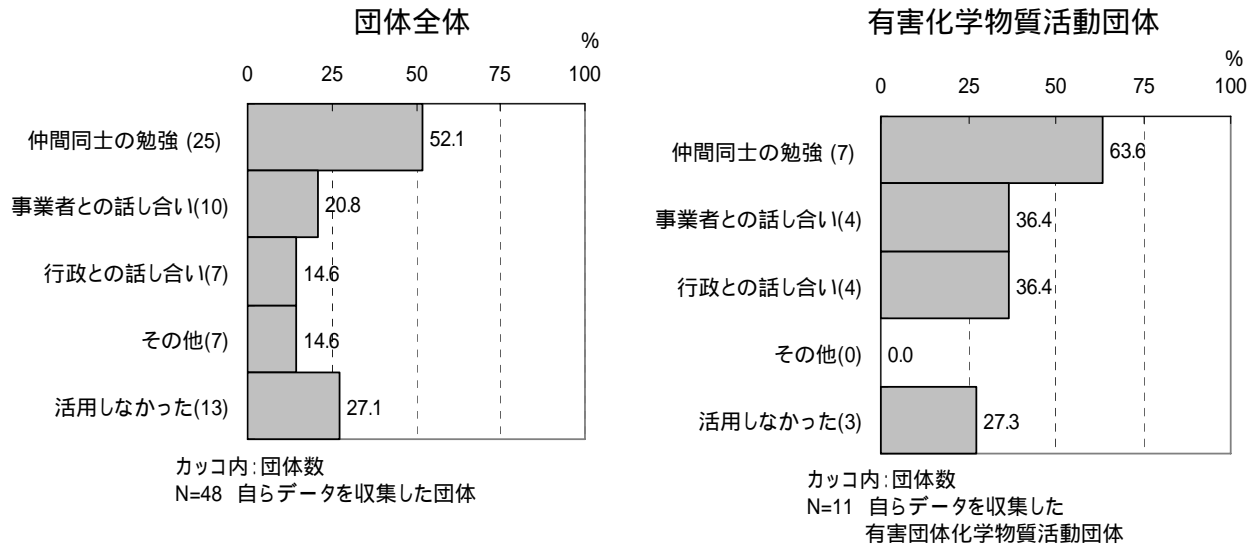


付図 4-10 PRTR データの入手ルート(複数回答)

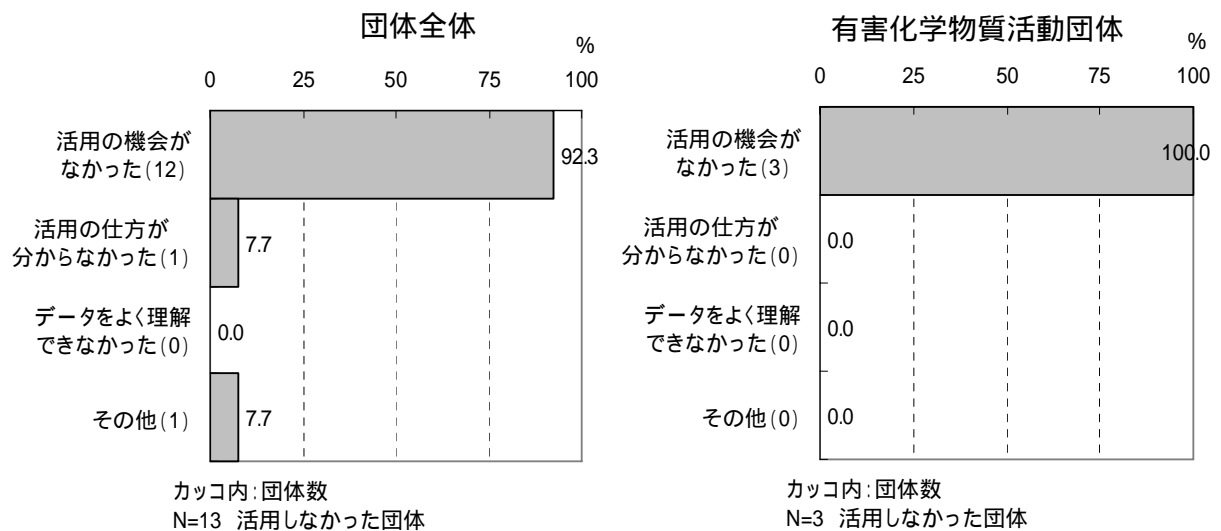
エ) PRTR データの活用状況について

PRTR データの活用状況については、半数が仲間同士での勉強会に活用し、行政、事業者など団体外での話し合いに活用したケースは少なかった。データを収集したものの、活用しなかった団体が、団体全体、有害化学物質活動団体ともに 3 割弱あった。

活用しなかった理由については、活用の機会がなかったことが最も多かった。



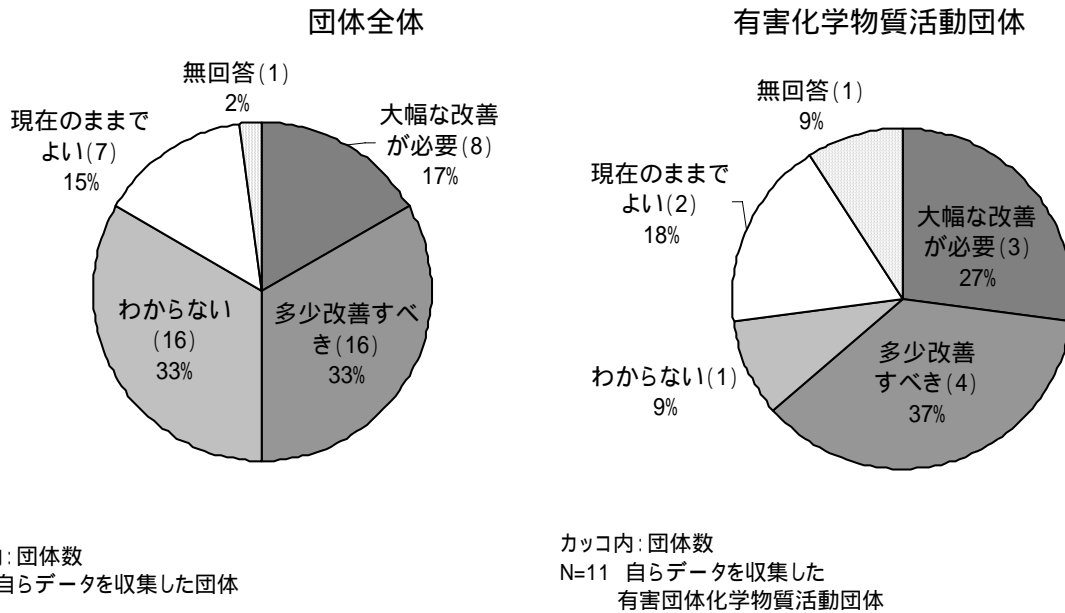
付図 4-11 データの活用状況 (複数回答)



付図 4-12 データを活用しなかった理由 (複数回答)

オ) 現行の PRTR 制度の評価

現行の PRTR 制度の評価については、何らかの改善が必要と回答したのは、団体全体で 50% (24 団体)、有害化学物質活動団体で 64% (7 団体) であった。いずれも現在のままでよいと考える団体数を上回っている。



付図 4-13 現行の PRTR 制度の評価

4. 日米欧における PRTR 制度の比較

(1) 調査概要

調査方法

平成 17 年度に日米欧における PRTR 制度について、我が国の PRTR 制度と比較した。比較対象国は、基本的には我が国以前に独自の PRTR 制度を構築している主要国を取り上げることとした。

この結果、比較表に取り上げることとなった国・国際機関(条約)は、次の通りである。

日本、米国、EU(EPER 制度)、PRTR 議定書(国連欧州経済委員会によるオーストリア条約に基づく議定書)

調査結果

付表 4-9 に、それぞれ以下の内容を整理した。

ア) 基本情報

- | | |
|----------|----------------|
| 1. 根拠法令 | 3. 法令上の罰則 |
| 2. 制度開始年 | 4. PRTR ホームページ |

イ) 対象物質

- | | |
|-------------|------------------|
| 1. 物質数 | 6. オゾン層破壊物質 |
| 2. 特別指定物質 | 7. 大気汚染物質 |
| 3. 選定クライテリア | 8. 多環芳香族化合物(PAH) |
| 4. 報告しきい値 | 9. ダイオキシン類の取扱い |
| 5. 温室効果ガス | |

ウ) 対象事業者

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 対象業種 | 4. 雇用者数 |
| 2. 報告施設数 | 5. 年間取扱量 |
| 3. 報告対象となる施設又は事業者 | 6. 排出量の報告しきい値の有無 |

エ) 報告内容

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1. 報告施設情報 | 5. 廃棄物の移動量 |
| 2. 取扱量報告の有無 | 6. 排出削減活動 |
| 3. 排出量 | 7. その他の特徴ある項目 |
| 4. 土壌への排出報告 | 8. 廃棄物処理施設や埋立処分場などに対する特別の配慮の有無 |

オ) データの公表(PRTR 議定書は未発効であり、まだデータの公表は行われていないため省略した。)

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1. 集計データの公表 | 6. 施設毎の個別データ |
| 2. 集計データの公表時期(2003 年度) | 7. 報告項目に対する公表状況 |
| 3. 集計データの公表頻度 | 8. ウェブ場のデータベース |
| 4. 集計データ公表ウェブサイト | 9. 地図検索機能 |
| 5. 届出外データの公表 | |

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較 (その 1)

事項	日本	米国	EU/EPER	PRTR 議定書
根拠法令	1999 年「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」	1986 年「緊急対処計画及び地域住民の知る権利法」(EPCRA : Emergency Planning and Community Right to Know) 第 313 条	1996 年統合汚染防止管理 (IPPC) 指令 2000 年欧州環境汚染物質排出登録 (EPER) 決定	国連欧州経済委員会 (UNECE) による 1998 年オース条約 2003 年オース条約 PRTR 議定書
制度開始年	2001 年度の排出データについて、2002 年度から届出、公表。	1986 年 EPCRA 制定、1987 年施行。 1988 年の排出データについて、1989 年に初めて公表。	2001 年の排出データについて、2003 年に報告、2004 年公表。	未発効 (署名国 36 ケ国 + 欧州共同体)。
法令上の罰則	届出をせず、又は虚偽の届出をした者について、20 万円以下の過料。	未報告、虚偽の報告につき、各違反につき、1 日当たり 25,000 ドル (約 290 万円) を超えない民事罰。 1997 年 1 月 30 日以降の違反については、さらに 27,500 ドル (約 320 万円) に引き上げられている。	規定なし	規定なし
PRTR ホームページ	PRTR インフォメーション広場 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html	Toxic Release Inventory http://www.epa.gov/tri/index.htm	European Pollutant Emission Register http://www.eper.cec.eu.int/	Protocol on Pollutant Release and Transfer Registers http://www.unece.org/env/pp/prtr.htm
物質数	354 物質	581 物質 30 分類 30 分類のうち、3 分類に含まれる 58 物質を個々のものとして考えた場合、 581+27+58= 666 物質	50 物質	86 物質
特別指定物質	354 物質のうち、発がん性のある 12 物質を「特定第一種指定化学物質」として指定。	残留性、生体蓄積性、有毒性のある物質 16 物質と 4 化合物を PBT 物質として指定。	なし	なし

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較 (その 2)

事項	日本	米国	EU/EPER	PRTR 議定書
選定クライテリア	<p>人の健康を損なうおそれ又は動植物の生育若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質がに該当するもの</p> <p>オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの</p> <p>のいずれかに該当し、かつ、</p> <p>その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質</p>	<p>人への健康影響(発ガン性、急性毒性、慢性毒性等)及び生態毒性を考慮。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・IPPC 指令附属書 のリストを勘案し、大気への排出と水への排出を区別する。 ・既に国際的な報告要件の存在する汚染物質を含める ・個々の化学物質の混合物、物質グループ ・大気と水両方が対象となる汚染物質数を制限する。 <p>また、物質の選定に当たっては、以下の国際的な化学物質目録を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長距離越境大気汚染条約 ・気候変動枠組条約 ・欧州大気汚染排出プログラム ・水枠組み指令優先物質リスト ・有害物質に関するオスロ・パリ委員会 ・バルト海洋環境保護委員会 	<p>下記国際的取り決めを基に策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EPER 物質リスト ・EU 水枠組み指令の優先物質リスト ・国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) に基づき規制される主要物質 ・POPs 条約、PIC 条約、北東大西洋の海洋保護条約、船舶からの汚染防止条約、長距離越境大気汚染条約に基づき規制される物質
報告しきい値	なし	なし	<p>物質毎に、年間排出量のしきい値。</p> <p>< 例 ></p> <p>カドミウム及び化合物 大気 10kg/年 水 5kg/年</p> <p>CO₂ 大気 10 万トン/年</p> <p>ベンゼン 大気 1,000kg/年</p> <p>フェノール 水 20kg/年</p>	<p>次のいずれかを各国が選択。</p> <p>A 方式: 物質毎、排出媒体毎に、排出・移動量の報告しきい値を設定</p> <p>< 例 ></p> <p>鉛 - 大気 200kg/年 - 水域 20kg/年 - 土壌 20kg/年 - 移動 50kg/年</p> <p>B 方式: 物質毎の年間製造量等でしきい値を設定</p> <p>例: 鉛 - 製造・加工・使用 50kg/年</p>

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較 (その 3)

事項	日本	米国	EU/EPER	PRTR 議定書
温室効果ガス*	CO ₂ : × CH ₄ : × N ₂ O: × PFC: × SF ₆ : × HFC: ×	CO ₂ : × CH ₄ : × N ₂ O: × PFC: × SF ₆ : × HFC: ×	CO ₂ : CH ₄ : N ₂ O: PFC: SF ₆ : HFC:	CO ₂ : CH ₄ : N ₂ O: PFC: SF ₆ : HFC:
オゾン層破壊物質**	CFC: HCFC: HBFC: × ハロン: 四塩化炭素: 1,1,1-トリクロロエタン: 臭化メチル: ブロモクロロメタン: ×	CFC: HCFC: HBFC: × ハロン: 四塩化炭素: 1,1,1-トリクロロエタン: 臭化メチル: ブロモクロロメタン: ×	CFC: × HCFC: × HBFC: × ハロン: × 四塩化炭素 : 1,1,1-トリクロロエタン: 臭化メチル: × ブロモクロロメタン: ×	CFC: HCFC: HBFC: × ハロン: 四塩化炭素: 1,1,1-トリクロロエタン: 臭化メチル: × ブロモクロロメタン: ×
大気汚染物質***	CO: × SO ₂ : × NOx: × VOC: PM: × VOC の化学物質群としての指定ではない。トルエン、ホルムアルデヒドなどの VOC の性質を有する物質が個別に対象となっている。	CO: × SO ₂ : × NOx: × VOC: PM: × VOC の化学物質群としての指定ではない。トルエン、ホルムアルデヒドなどの VOC の性質を有する物質が個別に対象となっている。	CO: SO ₂ : NOx: VOC: PM: NO ₂ NMVOC (非メタン揮発性有機化合物) の群として対象物質に選定されている。この他、VOC の性質を有する個々の物質も対象物質に選定されている。	CO: SO ₂ : NOx: VOC: PM: NMVOC (非メタン揮発性有機化合物) の群として対象物質に選定されている。この他、VOC の性質を有する個々の物質も対象物質に選定されている。
多環芳香族化合物 (PAH)	報告対象ではない	PBT 規則により 2000 年度から報告対象。21 物質について総計を報告する。	大気及び水ともに、6 Borneff PAH の総計を報告する。	長距離越境大気汚染条約の POPs 議定書により、4 物質を PAH とする。
ダイオキシン類の取扱い	報告対象 ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条(2)に規定する特定施設が設置されている事業所について、排出量・移動量を報告	報告対象 年間取扱量(非意図的生成物を含む)0.1グラム以上。	報告対象 排出しきい値 1g 以上。	報告対象 排出しきい値 1g 以上。

* 地球温暖化対策の推進に関する法律の対象物質。

** オゾン層保護法の対象物質。

*** 大気汚染防止法の対象物質。

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較(その 4)

事項	日本	米国	EU/EPER	PRTR 議定書
対象業種	<p>以下、兼業している業種が 1 つでも該当すれば対象</p> <p>1 金属鉱業 2 原油・天然ガス鉱業 3 製造業 4 電気業 5 ガス業 6 熱供給業 7 下水道業 8 鉄道業 9 倉庫業 10 石油卸売業 11 鉄スクラップ卸売業 12 自動車卸売業 13 燃料小売業 14 洗濯業 15 写真業 16 自動車整備業 17 機械修理業 18 商品検査業 19 計量証明業 20 一般廃棄物処理業 21 産業廃棄物処分量 22 高等教育機関 23 自然科学研究所</p> <p>注：公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象。</p>	<p>SIC(標準産業分類)コード 20～30 の製造業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料品 ・煙草 ・繊維 ・衣服・繊維製品、 ・木材・木製品 ・家具・装備品 ・紙・紙加工品 ・印刷・出版 ・化学、石油精製 ・ゴム・プラスチック ・革・革製品 ・窯業・土石製品 ・貴金属 ・金属加工 ・一般機械器具・コンピュータ機器 ・電気機械機器 ・輸送用機械器具 ・精密機械器具 ・その他の製造業 <p>1998 年度から非製造業 7 業種が追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属鉱業 ・炭鉱業 ・電力 ・RCRA-C 有害廃棄物処理処分量 ・化学物質及び化学品卸販売業 ・石油販売業 ・溶剤回収業 <p>連邦施設も 1994 年に追加</p>	<p>業種ではなく、事業活動により報告対象事業者を規定している。</p> <p>対象とする事業活動の各部門は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー ・金属製造、加工 ・鉱業 ・化学工業、化学製造設備 ・廃棄物管理 ・その他 	<p>業種ではなく、事業活動により報告対象事業者を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー ・金属製造、加工 ・鉱業 ・化学工業 ・廃棄物、排水管理 ・製紙業、木材製造、加工 ・集約的畜産、水産 ・飲食料分野の動植物製品 ・その他
報告施設数	41,079 事業所(2004 年度)	23,811 施設(2003 年)	約 10,000 施設(2003 年)	未発効

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較 (その 5)

事項	日本	米国	EU/EPER	PRTR 議定書
報告対象となる施設又は事業者	<p>1. 第一種指定化学物質を製造、使用、もしくは取り扱う者</p> <p>2. 事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者</p> <p>対象事業者は、事業所ごとに届出書を作成</p>	<p>「施設」とは、一つのサイト、又は隣接もしくは近接するサイトに所在する建物、設備、その他固定されたもので、同一人物により所有又は操業されているもの。</p>	<p>「施設 (Facility)」とは、一操業者が IPPC 指令附属書 1 の活動を一以上行う、同じサイト上の一以上の設備を伴う産業コンプレックスをいう。</p> <p>「設備 (installation)」とは、固定された技術ユニットで、IPPC 指令附属書 1 の活動を一以上行うもの。またそのサイト上で行われている活動と技術的な関係があり、排出及び汚染に影響を及ぼす可能性のある、その他の直接的に付随する活動を行うものをいう。</p>	<p>「施設 (Facility)」とは、同一の自然人もしくは法人が運営する同じサイトにある一以上の設備を意味する。</p> <p>「設備 (installation)」とは、附属書 1 でリストに挙げられた一以上の活動、及び当該サイトで実施される活動と技術的なつながりを持つ、また排出や汚染に影響を及ぼす可能性がある、その他の直接関連のある活動が実施される固定の技術設備一式を意味する。</p>
雇用者数	常勤従業員 21 人以上の事業者	常勤従業員 10 人以上雇用している施設 (年間雇用者労働時間 20,000 時間以上)	業種毎に製造規模によるしきい値	次のいずれかを各国が選択 A 方式: 一定規模以上の施設 - 業種区分毎に規模のしきい値 B 方式: 従業員 10 人超
年間取扱量	<p>・対象物質の年間取扱量 (製造 + 使用) 1 トン以上 (特定第一種指定化学物質は 0.5 トン以上)</p> <p>対象物質が原材料、製品等に 1% 以上含まれること (特定第一種指定化学物質は 0.1% 以上)</p> <p>以下の特別要件施設に該当する場合は、年間取扱量の要件は適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山保安法に規定する施設 ・ 下水道終末処理施設 ・ 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設 ・ (ダイオキシン類特措法に規定する施設) 	<p>対象物質の取扱量が、以下いずれかの操業形態で基準値以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造又は加工: 25,000 ポンド (約 11,350kg) / 年 ・ その他の方法での使用: 10,000 ポンド (約 4,540kg) / 年 ・ PBT 物質を年間 100 ポンド (約 45kg) 以上製造、加工、又は他の方法で使用している施設。 ・ 特に残留性、蓄積性が高い PBT 物質については 10 ポンド (約 4.5kg) 以上。 	なし	<p>次のいずれかを各国が選択</p> <p>A 方式: 物質ごと、排出媒体ごとに、排出・移動量の報告しきい値を設定 <例> 鉛 - 大気 200kg/年 - 水域 20kg/年 - 土壌 20kg/年 - 移動 50kg/年</p> <p>B 方式: 物質毎の年間製造量等でしきい値を設定 <例> 鉛 - 製造・加工・使用 50kg/年</p>

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較 (その 6)

事項	日本	米国	EU/EPER	PRTR 議定書
排出量の報告 しきい値の有無	なし	なし	物質毎に、年間排出量のしきい値。	上記参照
報告施設情報	1.事業者の名称 2.事業所の名称 3.所在地 4.事業所において常時使用される従業員の数 5.事業所において行われる事業が属する業種 6.第一種指定化学物質の排出量及び移動量(別紙) 7.担当者(問い合わせ先)	Part 1: 施設特定情報 1.報告年 2.企業秘密情報 3.報告責任者(氏名、職名、署名、日付) 4.施設(名称、ID No.、住所、郵便番号、技術担当者名、緯度・経度、SIC コード、D&B 番号、RCRA ID、NPDES 許可番号、地下注入井戸コード(UIC)ID) 5.親会社情報(名称、D&B 番号)	施設の特定 1.親会社の名前 2.施設の名前 3.施設の住所/都市 4.郵便番号/国 5.位置の経・緯度 6.NACE コード(4 桁) 7.主な経済活動 8.生産量(任意) 9.規制主体(任意) 10.設備数(任意) 11.年間操業時間数(任意) 12.従業員数(任意) 附属書 事業活動/工程(事業コード) 4. 事業 委員会への提出日 加盟国における担当者(電話、FAX、E-mail)	特定書式の提示 なし
取扱量報告の有無	報告なし	・サイト内の当該物質の最大保有量 ・生産量増減比率	(任意事項として) 生産量	言及なし
排出量	1.第一種指定化学物質の名称 2.第一種指定化学物質の号番号 3.排出量 ・大気への排出 ・公共用水域への排出(排出先の河川、湖沼、海域等の名称) ・当該事務所における土壌への排出(埋立処分以外) ・当該事業所における埋立処分	Part2: 化学物質別情報 1.有害物質の特定(CAS 番号、物質・分類名、一般名、ダイオキシン・ダイオキシン類各種類の分類) 2.混合物組成の特定(供給者が使用している一般名) 3.施設内における製造、加工、使用形態 4.サイト内の当該物質の最大保有量 5.各環境媒体への排出量 (媒体:大気(非点源・点源)、水、地下注入、埋立処分地) (項目:総排出量、推定基礎)	大気へのしきい値を超える汚染物質排出データ 1.汚染物質 水へのしきい値を超える汚染物質排出データ 1.汚染物質	汚染物質の大気、水、及び土壌への排出

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較 (その 7)

事項	日本	米国	EU/EPER	PRTR 議定書
土壌への排出報告	あり	(埋立処分のみ)	なし	あり
廃棄物の移動量	廃棄物の移動量(マス)		廃棄物移動量の報告なし	・年間 2 トンを超える有害廃棄物、又は年間 2,000 トンを超える非有害廃棄物のオフサイトへの移動。
	廃棄物の移動量(廃棄物中の有害物質)	4. 移動量 ・下水道への移動 ・当該事業所の外への移動		・一定のしきい値を超える、排水処理場に送られる排水中の汚染物質のオフサイトへの移動
		6. サイト外への廃棄物中の有害物質の移動 (公共処理施設への移動: 総移動量、算定方法、移動先及び住所)(他のサイト外への移動: 名称、住所、処理方法) 7A. サイト内での廃棄物処理方法・効率(処理方法、流入濃度範囲、廃棄物処理推定効率、運転記録利用の有無)		
排出削減活動	報告なし	8. 排出源の削減及びリサイクル活動 ・サイト内・外での処分量 ・サイト内・外でのエネルギー回収量・リサイクル量・処理量 ・修復措置、天災、又は生産工程に関係のない一度限りの出来事のため結果排出された量 ・生産比率又は事業活動指標* ・報告年において行った当該化学物質に対する排出源削減措置及び方法 上記各項目について前年、当該年、翌年、翌々年を記入	報告なし	報告なし
その他特徴ある項目	特になし	7B. サイト内のエネルギー回収工程 7C. サイト内のリサイクル工程	特になし	特になし
廃棄物処理施設や埋立処分場などに対する特別の配慮の有無	他法令に基づき測定項目となっている対象物質のみ排出量を把握し、届け出ればよい。	・有害廃棄物処分及び溶剤回収施設向け報告ガイダンス(134 頁)	なし	なし

生産比率又は事業活動指標 (Production Ratio or Activity Index) : 前年度からの生産量の増減を示す生産量比率、生産活動以外の事業活動 (例えば生産設備や金型の洗浄) の増減を示す事業活動指標を見ることで、実際の施設の環境パフォーマンスを知ることができる。

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較 (その 8)

事項	日本	米国	EU/EPER
集計データの公開	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 届出排出量及び移動量の集計結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別 ・ 都道府県別 ・ 全国 ◇ 届出外排出量の集計結果 ◇ 移動体からの排出量 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ Public Data Release report (PDR) 当該年の TRI データと傾向についての情報の一般概要。 <ul style="list-style-type: none"> ・ オンサイト/オフサイト排出・処分量データ ・ 業種別の排出データ ・ トップ 10 郡 ・ トップ 50 施設 ・ 鉛・水銀・ダイオキシンの業種・州別のデータ ・ 廃棄物中の化学物質量 ・ リサイクルデータ ・ エネルギー回収データ ・ オンサイト/オフサイトで処理された化学物質量 ◇ 州ごとの State Fact Sheets も PDR レポートと合わせて毎年公表される。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 旧 EU 加盟 15 ヶ国の物質別、事業活動別、排出媒体別の集計データ
集計データの公表時期 (2003 年度)	◇ 2005 年 3 月 18 日	◇ 2005 年 5 月 11 日	◇ 2004 年 2 月 23 日 (2001 年度データのウェブサイト上での公表)
集計データの公表頻度	毎年	毎年	3 年ごと
集計データ公表ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ◇ PRTR データ集計結果 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/ 又は http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prtr.html 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ Public Data Release 及び State Fact Sheet http://www.epa.gov/tri/tridata/index.htm#pdr 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ EU15/Member States Overview http://www.eper.cec.eu.int/eper/Emissions_member_state.asp?i=

注: PRTR 議定書は未発効であり、まだデータの公表は行われていないため、本表(その 8)以降省略した。

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較 (その 9)

事項	日本	米国	EU/EPER
届出外データの公表	<p>◇ 届出外排出量の集計結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象業種のうち届出要件の対象外となるもの 非対象業種 家庭 移動体 	<p>TRI 制度の下では公表なし</p> <p>1996 年 TRI データ報告までには非点源排出データも公表されていたが、その後 1999 年データから、「国家排出インベントリー (NEI : National Emission Inventory)」の下で、大気への排出についてのみ非点源排出データを公表するようになった模様。</p> <p>NEI の下での非点源排出データ(郡ごとに推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭やオフィスビルなど報告要件に該当しない小規模点源排出 野火や農業などの非点源排出 移動体(自動車、航空機、船舶) <p>NEI の対象物質は CO、NOx、SOx、VOC、PM_{2.5}、PM₁₀、アンモニア</p>	<p>公表なし</p> <p>但し 2007 年の排出データから実施される予定の新たな E-PRTR 規則の下では、加盟国による非点源排出の報告が求められるようになる。</p> <p>2005 年 12 月に公表された E-PRTR 規則のガイダンス(案)では、最初の試行的段階として、対象 91 物質に対し、大気、水、土壌への排出について、道路交通、船舶輸送、空輸、農業、建設、溶剤使用、家庭での燃料燃焼、化石燃料小売、小規模事業者について、既存の排出データのインベントリーを整理する、とある。</p>
施設毎の個別データ	◇ 開示請求による	◇ 施設毎の個別データの公表	◇ 施設毎の個別データの公表
報告項目に対する公表状況(企業秘密除く)	<p>開示請求があった場合は、以下の情報を開示。</p> <p>◇ 事業者、事業所に関する情報(名称、所在地等)</p> <p>◇ 事業所における第一種指定化学物質の排出量・移動量に関する情報</p> <p>・ 第一種指定化学物質の名称</p> <p>・ 大気への排出量</p> <p>・ 公共用水域への排出量及び排出先の名称</p> <p>・ 土壌への排出量</p> <p>・ 下水道への移動量</p> <p>・ 事業所外への移動量</p>	<p>◇ 「. 報告内容 - 」の「報告施設情報」に示した項目について全てを公表。</p> <p>◇ 「. 報告内容 - 」の「排出量」「土壌への排出報告」「廃棄物の移動量」に示した項目について全てを公表。</p> <p>◇ 「. 報告内容 - 」の「排出削減活動」に示した項目について全てを公表。</p>	<p>◇ 「. 報告内容 - 」の「報告施設情報」に示した項目について全てを公表。</p> <p>◇ 「. 報告内容 - 」の「排出量」に示した項目について全てを公表。</p>
ウェブ上のデータベース	なし	<p>◇ TRI Explorer</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出データ(報告年、場所、物質名、施設名で絞り込み) 州ごとの集計データ(State Fact Sheet) 廃棄物の移動量・処分量 <p>http://www.epa.gov/triexplorer/</p> <p>◇ TOXNET システム</p> <p>環境又は人の健康に関心を持つ人向けに、TRI データと健康情報をアクセス可能にしたオンラインデータベース</p> <p>http://toxnet.nlm.nih.gov/</p>	<p>◇ EPER データベース</p> <ul style="list-style-type: none"> 物質名 施設名 事業活動 EU15 加盟国全体の集計データ及び EU15 加盟国ごとのデータ 地図検索 <p>http://www.eper.cec.eu.int/eper/SubLevel.asp?level=1&i=</p>
地図検索機能	なし	あり	あり

5. 環境汚染物質排出移動登録の導入に関する理事会勧告(仮訳)
[OECD C(96)41/FINAL]

理事会は、

1960年12月14日の経済協力開発機構(OECD)に係る協定第5b)条に鑑み、

「各個人は公的機関が所有する環境に関する情報に適切にアクセスでき意志決定のプロセスに参画する機会を有するとともに、各国は情報を広く利用可能なものとするにより市民の関心と参画を促進する」旨が記載され、全てのOECD加盟国が署名した、国連環境開発会議(1992年6月3日~14日)の報告書(アジェンダ21)の原則10に鑑み、

アジェンダ21第19章、特に、排出登録プログラムといった有害化学物質に係るデータベースと情報システムを、政府は産業界の協力を得て改善すべきであり、化学物質のリスクに係る広範囲な認知が化学物質の安全性に不可欠である旨の記述に鑑み、

いくつかの加盟国と欧州共同体が、各種排出源からの環境汚染物質の排出と移動に係るデータを収集し、市民がそれにアクセス可能となるようにしつつあることに留意し、

OECD域内における多数の個別企業と産業界が、環境汚染物質の排出と移動に係る情報を自主的に提供していることに留意し、

多数の非加盟国が、環境汚染物質の排出と移動に係る自国のデータの収集と公表のための手法を検討していることに留意し、

OECD事務局が、加盟国政府やその他の関係組織の支援のもとで、環境汚染物質排出移動登録の整備を目指している政府の支援を目的とする政府用ガイダンスマニュアルを準備していることに留意し、

経済発展を促進すると同時に、潜在的な有害性を有する環境汚染物質の排出量及び移動量を削減することが、持続可能な開発を達成するための基盤であることを認識して、

環境政策委員会の提案のもとに、

I. 以下を勧告する。

- (1) 加盟国は、環境汚染物質排出移動登録 (PRTR) のための OECD 政府用ガイドンスマニュアルに記された原則と情報を基礎として、PRTR 制度を適切に構築し、実施し、かつ一般に利用可能なものとするよう取り組むこと。
- (2) 加盟国は、PRTR 制度を構築するにあたり、本勧告の不可欠な部分である附属書に含まれた一連の原則を考慮すること。
- (3) 加盟国は、このような制度を実施した結果を、加盟国間であるいは非加盟国との間で定期的に共有していくことを検討すること。特に国境地帯において得られたデータの共有を、関係の隣国との間で重点的に検討すること。

II. 以下を指示する。

- (1) 環境政策委員会は、加盟国による取組を本勧告から 3 年後に、またその後の進捗状況を定期的に、レビューして、理事会に報告すること。
- (2) 環境政策委員会は、要請があった場合には、PRTR 制度の創設を意図している非加盟国に対する支援について、他の国際機関・団体に対し、OECD としてどのような協力が可能かを検討すること。

附 属 書

PRTR 制度の構築に係る原則

- (1) PRTR 制度は、全ての環境媒体への潜在的に有害な排出・移動の発生源及び量を特定することにより、人と環境に影響を与え得るリスクの同定と評価に活用されるデータを提供すべきである。
- (2) PRTR のデータは、より環境保全型の技術(クリーナー・テクノロジー)の導入を促進すること等により、排出源における汚染の防止を推進するために活用されるべきである。各国政府は、環境政策の進捗状況を評価するとともに、各国の環境目標をどの程度達成したか、あるいは達成できるかを評価するために、PRTR データを活用しうる。
- (3) PRTR 制度を考案する際には、政府は利害関係者と協力して制度の一連の目標と目的を策定し、報告者、政府そして社会全体に対する潜在的な利益とコストを推定すべきである。
- (4) PRTR 制度は、人や環境に対し潜在的に有害な排出・移動物質を、適当な数だけ対象とすべきである。
- (5) PRTR 制度は公的部門と私的部門の双方を適切に含むとともに、対象物質を排出・移動する可能性がある施設のみではなく、適切な場合には非点源排出源も対象とすべきである。
- (6) 報告の重複を減らすため、PRTR 制度は許認可や操業許可といった既存の情報源と、実行可能な範囲において統合されるべきである。
- (7) PRTR 入力データを提供するための自主的、強制的な報告メカニズムの双方を、制度の目標及び目的を最もよく達成するという観点で検討すべきである。
- (8) 環境政策目標の達成に役立つよう、PRTR の包括制が考慮されるべきである。例えば、非点源からの排出を含めるか否かについては、当該国の状況や当該データの必要性から決定されるものである。
- (9) PRTR の結果は、全ての利害関係者に対して、適切な時期に、かつ定期的に、アクセス可能とすべきである。
- (10) 全ての PRTR 制度は、途中段階での評価を可能とし、必要性の変化に応じて利害関係者により変更し得るような柔軟性を有するべきである。

- (11) データの取扱及び制度の管理は、入力と出力の検証及び排出・移動の地理的な同定が可能なものとすべきである。
- (12) PRTR 制度は、可能な限り他国の PRTR 制度と比較及び協力が可能で、類似の国際的データベースと調和可能なものとすべきである。
- (13) 目標と目的のニーズを最もよく満足する実施メカニズムについて、利害関係者と合意すべきである。
- (14) PRTR 制度を構築する全体プロセス及びその実施・運営は、透明かつ客観的であるべきである。